

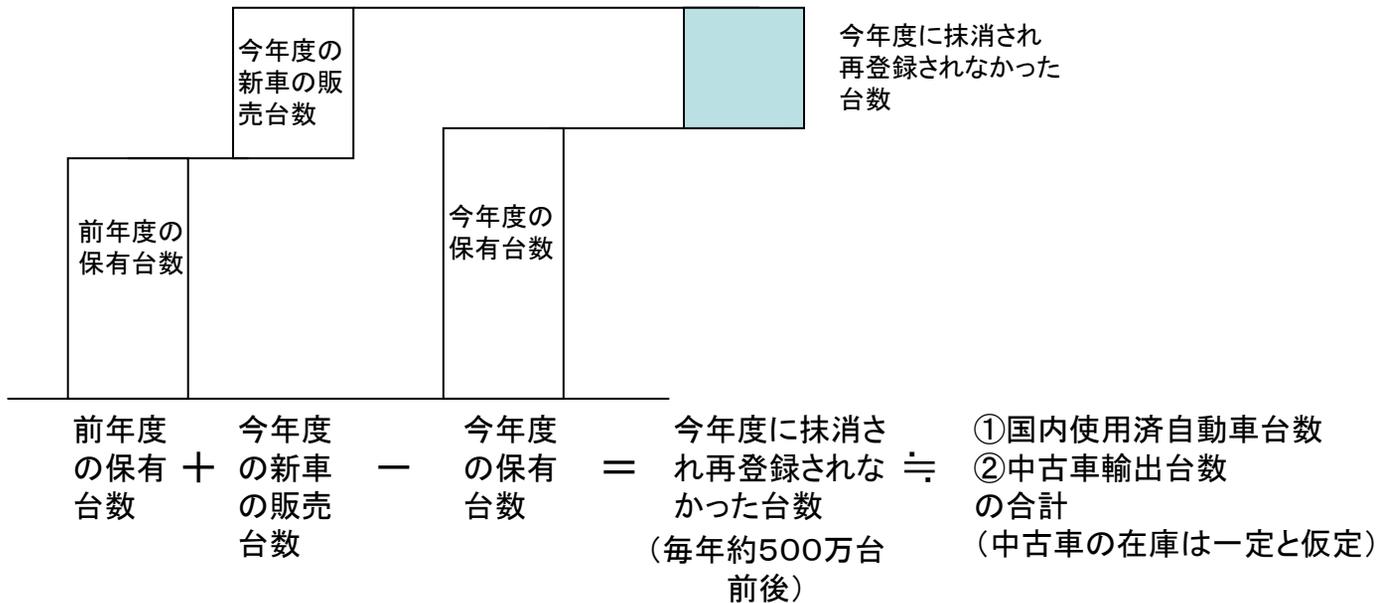
使用済自動車等の流通フローについて

法施行前の使用済自動車等の流通フローの考え方

➤法施行前は使用済自動車の台数についてのデータがないため、保有台数等の統計をベースに、国内で使用済自動車として処理される台数を想定してきた。

➤そのため、中古車輸出についての統計が十分整備されていないなどの限界を有することから、幅をもって見るべき数字であるものの、これまでは約400万台前後が国内で使用済自動車として処理されているとされてきた。

【法施行前の使用済自動車の発生台数の考え方】

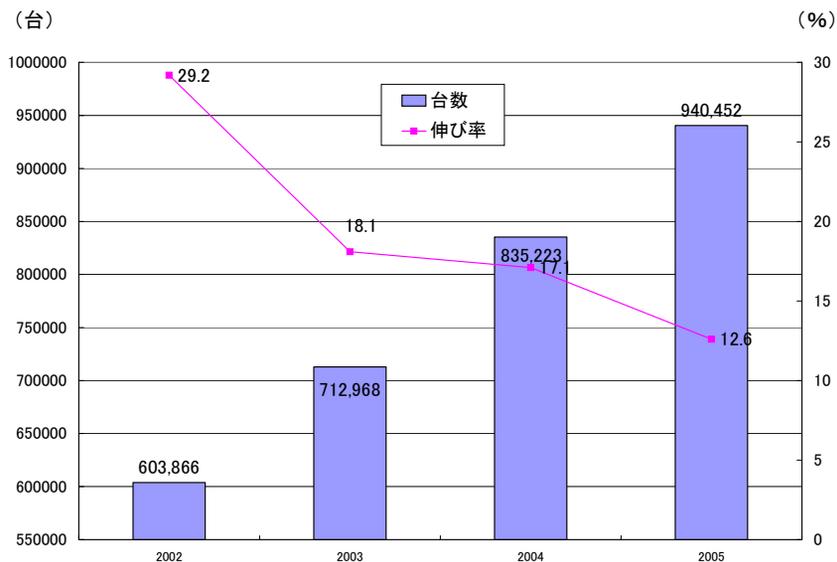


【中古車輸出の状況】

中古車の輸出の統計としては、通関統計があるが、全ての中古車輸出を計上していないという問題があった。

そのため、全体の中古車輸出台数は不明であったが、通関統計の台数をベースに概ね100万台程度が輸出されているのではないかとわれてきたところ。

なお、右グラフのとおり、全体として中古車輸出は増加傾向になる。



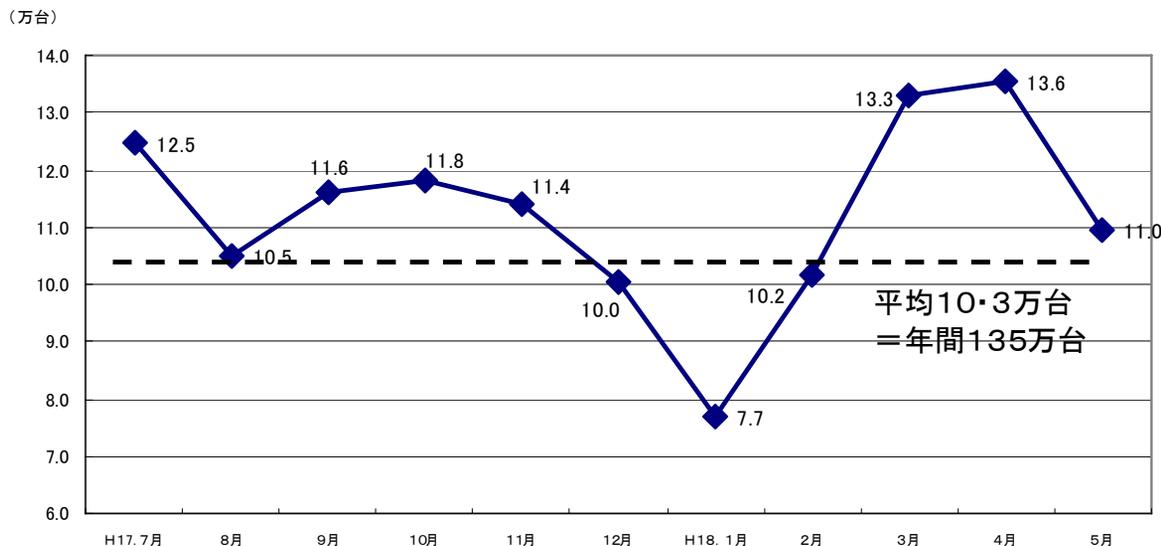
【これまでの考え方】

国内で抹消され再登録されない台数(約500万台) - 中古車輸出台数(約100万台) = 国内で発生する使用済自動車の台数(約400万台)

中古車輸出及び中古車在庫の状況

- ▶昨年7月以降を輸出の予定日とする自動車については、全て、道路運送車両法に基づく、輸出抹消仮登録証がなければ輸出できなくなった。
- ▶この輸出抹消仮登録の申請状況を見ると、制度が本格化した7月から足下の5月までの11ヶ月で約124万台の申請があり、年間ベースでは、約135万台程度が輸出されたのではないかと考えられる。
- ▶また、ディーラー・中古車販売店等では、施行後の業務フローの変化等に伴い在庫が約7%（10万台弱）増加していると見られる。

【輸出抹消仮登録の月別件数】



11ヶ月で約124万台→年間ベース約135万台が輸出

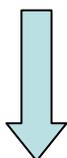
【中古車在庫の状況】

新車ディーラーにおける在庫台数の推移

平成16年度 32.2万台

平成17年度 34.3万台

約2.1万台の在庫増加



新車ディーラーの中古車販売に占めるシェアは25～30%程度

全体では、約10万台弱の在庫増

(参考)平成17年度中古車輸出上位5か国

| 順位 | 国名 | 輸出台数 | 前年度比 |
|----|----------|---------|-------|
| 1 | ロシア | 301,406 | 276.0 |
| 2 | ニュージーランド | 121,678 | 97.0 |
| 3 | アラブ首長国連邦 | 117,385 | 106.0 |
| 4 | チリ | 49,495 | 203.6 |
| 5 | 英国 | 30,033 | 50.8 |

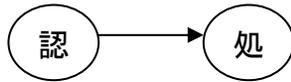
補足)、これまで携行品、低額品として輸出され、統計数字に反映しなかった数字が平成17年7月より把握可能となり、上表はその影響を受けている。

使用済自動車となってから処理されるまでのタイムラグ

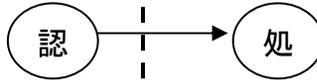
- ▶これまで使用済自動車となってから処理されるまでに要する日数はまったく不明であった。
- ▶自動車リサイクル法は、「施行後に引取業者に引渡された自動車」のみを移動報告の対象としており、平成16年12月までに引取業者に引渡され、平成17年度に処理された車は法律の対象外となる。そのため、昨年度処理された使用済自動車は、移動報告が実施されたものとそうでないものが混在している。
- ▶こうしたことから、昨年度の移動報告台数は、処理した車両全体を示していない可能性が高く、今年度は昨年度に比べ、4月・5月・6月だけでも約20万台、統計上の処理台数が増加している。

【自動車リサイクル法の適用関係】

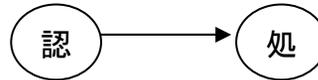
平成16年12月までに、引取業者に引渡され、処理を実施。



平成16年12月までに、引取業者に引渡され、平成17年1月以降に処理を実施。



平成17年1月以降に引取業者に引渡され、処理を実施。



平成17年1月

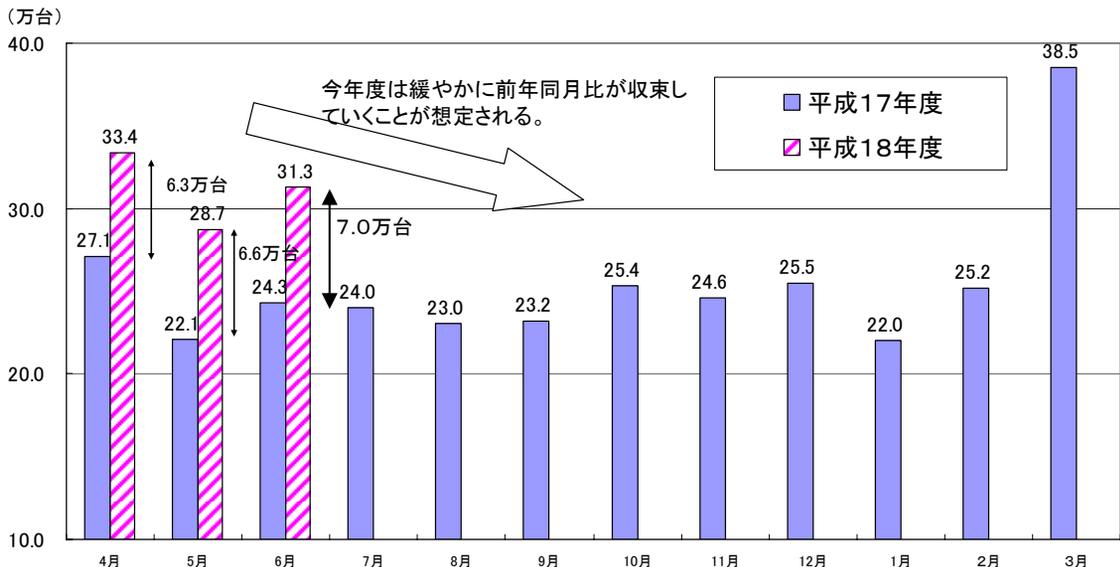
移動報告の義務無し(統計上は、使用済自動車としてカウントされない。)

移動報告の義務有り(統計上、使用済自動車としてカウントしている車両)

認 : 使用済自動車となったタイミング

処 : 使用済自動車処理・リサイクルされたタイミング

【今年度と昨年度の移動報告状況の比較】



法施行後の流通フローの状況

➤法施行後の判明したこうしたデータを踏まえると、流通フローとしては以下のようになっていると考えられる。

➤しかしながら、使用済自動車となってから処理までのタイムラグや中古車輸出の詳細等把握できていないものも多く、引き続き、流通フローの正確な把握に努めていく。

平成16年度の保有台数

+

平成17年度の新車販売台数

-

平成17年度の保有台数

7,475万台

585万台

7,560万台

※平成16年度の毎月末の保有台数平均

※平成17年度の毎月末の保有台数平均

平成17年度に抹消され、再登録されていない車両の台数

約500万台

①中古車輸出

約135万台

②中古車在庫の増加

約10万台弱

③平成17年度に使用済自動車として移動報告されたもの

約305万台

④法施行前に引取られたため、平成17年度は移動報告の対象とならなかったもの等

約50万台
前後？

(参考)

平成17年4月～6月と平成18年4月～6月の処理台数の差(今年度の特殊要因)

約20万台